

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 4 日

地域密着型サービス事業者 様
第 1 号事業サービス事業者 様
基準該当サービス事業者 様
居宅介護支援事業者 様
介護予防支援事業者 様

津市介護保険課長

令和 6 年度介護報酬改定における経過措置終了に伴う令和 7 年 4 月適用
の業務継続計画未策定減算及び身体拘束廃止未実施減算に係る届出につ
いて（通知）

平素は、本市の介護保険事業運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げ
ます。

令和 6 年度介護報酬改定に伴う経過措置の終了により、令和 7 年 4 月 1 日か
ら以下の減算が適用されることから、減算とならないためには、適切な措置を講
じていただいたうえで、下記のとおり変更届出書または体制等に関する届出書
（以下「届出書」という。）の提出が必要です。

1. 地域密着型サービスのうち訪問系サービス及び第 1 号事業サービスのうち
訪問型サービス（独自）における業務継続計画未策定減算
2. 地域密着型サービスのうち短期入居系サービス及び基準該当サービスにお
ける身体拘束廃止未実施減算

これ以外の加算等に関する届出については、様式の改正が予定されているため、
令和 7 年 4 月 15 日（火）まで提出期限を延長することとします。新様式の届出
書が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

記

1. 「業務継続計画未策定減算」または「身体拘束廃止未実施減算」に関する届
出のみの場合

- (1) 対象サービス（市指定）及び提出期限

業務継続計画（BCP）未策定減算対象サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問型サー
ビス（独自）

<提出期限>令和 7 年 3 月 14 日（金）

身体拘束廃止未実施減算対象サービス

（予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能
型居宅介護）、基準該当サービス

<提出期限>令和 7 年 4 月 1 日（火）

(2) 提出書類

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(予防)小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、基準該当サービス・・・「変更届出書」(第2号様式)
- ・ 訪問型サービス(独自)・・・「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」(別紙50)

※通常は上記「届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」あるいは「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」及び「必要書類」を提出する必要がありますが、今回は、減算に関する届出のみの場合に限り、第2号様式あるいは別紙50のみの提出で受け付けます。

※届出書の提出がない場合は、適切な措置を講じていても減算の対象となるため、ご注意ください。

2. 「業務継続計画未策定減算」及び「身体拘束廃止未実施減算」以外の加算等の変更がある場合

(1) 提出期限

令和7年4月15日(火)

(2) 提出書類

- ・ 地域密着型サービス、基準該当サービス、居宅介護支援、介護予防支援
「変更届出書」(第2号様式)
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要書類
- ・ 総合事業
「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」(別紙50)
「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要書類

※令和7年4月以降適用となる届出書の提出にあたっては、改正後の様式で提出いただきますようお願いいたします。

3. 参考(津市ホームページ)

体制届(介護給付費算定に係る体制等に関する届出)

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1614560716971/index.html>

事務担当

津市健康福祉部介護保険課介護保険担当

電話：059-229-3149

E-mail：229-3149@city.tsu.lg.jp